

J A M 政策NEWS

2005年4月25日 第2005-51号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

民主党 介護保険法改正法案修正要求

4月22日、衆議院厚生労働委員会が開催され、介護保険法改正法案の審議が行われました。これまで改正法案について、6回の審議と参考人意見陳述が行われ、4月19日には地方公聴会も開催しました。

現在、与党と民主党の修正協議が続き、厚生労働委員会の審議は、法案修正や法案採決の時期をめぐって大詰めを迎えています。

3つの修正を要求

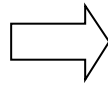
民主党が求めている修正内容は、次の3項目です。

- ①被保険者・受給者の範囲について附則に「範囲の拡大」の文言を入れる。
- ②市町村が行う地域支援事業で権利擁護事業を必須事業とする。
- ③予防給付の見直し規定を附則に設ける。

【改正法案】

被保険者・受給者の範囲

政府は、介護保険制度の被保険者・受給者の範囲について社会保障制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、平成21年度を目途として所要の措置を講ずる。



【民主党の修正要求】

以下を附則に盛り込む

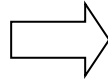
政府は、介護保険制度の被保険者・受給者の範囲の拡大の実施について社会保障制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、平成21年度を目途として所要の措置を講ずる

地域支援事業の創設

事業の内容

- ①介護予防事業
- ②包括的支援事業
- ③その他

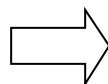
①・②以外に権利擁護事業などを行うことができる



権利擁護事業を地域支援事業における必須事業とする。

新予防給付の創設

軽度者を対象とする新たな予防給付を創設する。
(要介護1の一部を要支援2とする)



見直し規定を附則に設ける

予防給付などの費用対効果が不明確なため、施行後3年を目途にその再検討を政府に義務づける「見直し規定」を設ける。

「附則」ってなに？

法律の規定は「本則」と「附則」から構成されています。本則には、法令の本体的部分となる実質的な定めが置かれるのに対して、「附則」には本則に定められた事項に付随して必要となる事項が定められています。

附則に規定される事項には、法律の施行期日・経過措置・見直し規定などがあります。